

埼玉県総務部人事課 会計年度任用職員募集要項 (育児休業等代替スタッフ 本庁・南部地域)

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職の概要

- (1)埼玉県総務部人事課に所属し、育児休業等を取得する常勤職員がいる課所で育児休業等を取得する職員の代替として勤務します。
- (2)育児休業等を取得する職員がいない期間は、総務部人事課にて勤務します。
- (3)勤務地の範囲は、本庁各課並びにさいたま市及び川口市内の県の地域機関(地域振興センターや県税事務所など)です。
- (4)任期の範囲内で、育児休業等の期間等に応じた勤務地の変更(異動)があります。

2 職務内容

主) 本庁各課又は地域機関における短期の育児休業等取得者の代替業務

副) 本庁各課から依頼のあった定型業務等の実施

業務例) 庁内の書類コピーや資料組み、インデックスやラベルを付したファイルの作成、封入・封函、名刺・名札作成、アンケート等の集計、会議録等の作成、郵便物の受渡しなど

- ・庁内から依頼のあった定型業務の割り振り及び進捗管理
- ・窓口での定型業務の受付
- ・定例的な庶務業務

3 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 求める人材

- (1)様々な職場の業務や環境に適応し、常勤職員の代替としてコミュニケーション能力や協調性、柔軟性を発揮できること。

- (2) Word、Excel 等を使用したデータ入力・集計、資料作成が可能であること。(Microsoft Teams その他のコミュニケーションツールを利用したことがあれば尚可)
- (3) 6(9)に記載する勤務地への通勤が可能であること。

5 採用予定者数

2人

6 勤務条件

(1) 任用期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

短期の育児休業等取得者が一定数見込まれ、かつ、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2) 勤務日数・勤務時間

原則週4日・週29時間(午前8時45分～午後17時00分(7時間15分))

※休憩時間: 正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

(勤務日及び勤務時間(例))

・月～木 午前8時45分～午後17時00分(7時間15分)

(3) 休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4) 休暇

年次休暇10日

※その他の休暇は県の規定によります。

(5) 報酬

月額: 171,300～202,400 円

(時間額: 1,363～1,611 円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和7年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6) 諸手当

期末手当及び勤勉手当: 一般職の常勤職員の例により支給

(7) 交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給されません。

(8) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りします。

(9)勤務地

本庁各課並びにさいたま市及び川口市内の地域機関

(変更の範囲)変更なし

(10)業務内容(上記2 職務内容参照)

本庁各課又は地域機関における短期の育児休業等取得者の代替業務

総務部人事課における定型業務等

(変更の範囲)変更なし

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

7 応募について

- (1)応募は、令和7年4月25日(金曜日)【**必着**】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書・身上書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。
- (2)提出は、郵送又は持参となります。
- (3)封筒の表面には「育児休業等代替スタッフ(本庁・南部地域)応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

8 選考方法等について

- (1)第一次審査
応募書類による選考を行います。
- (2)第二次審査
第二次審査(面接)は、埼玉県本庁舎内の会場で令和7年5月8日(木)に実施することを予定しております。詳しい日時及び場所については、第一次審査合格者に対し、令和7年5月2日(金)頃までに連絡します。
なお、応募書類の返却はしていません。
- (3)最終合格
令和7年5月16日(金)頃までに、第二次審査の受験者全員に連絡します。

9 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎1階)

担 当: 総務部人事課 人事管理担当

電 話: 048-830-2418